

一般法人用

農用地利用集積計画による利用権設定等申出書

担当推進委員	
氏名	

令和 年 月 日

西予市長 管家 一夫 殿

利用権を設定等
する者（貸し手）
（甲）

住所 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
氏名 宇和 四郎
電話 0894-62-1111



利用権を設定等
受ける者（借り手）
（乙）

住所 西予市野村町野村12号137番地
氏名 株式会社 野村福祉園
電話 0894-72-1111



下記のとおり農用地利用集積計画による利用権の設定等をしたく、西予市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5の1の（5）に基づき申し出いたします。

なお、下記利用権設定等の条件については、私達両名の協議合議によるものである。

記

有償の場合は賃借権

1. 利用権の条件

この利用権の設定等に係る条件については、次項の「設定等する利用権の条件」その他の条件については、4の裏面の定めるところ並びに西予市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5の1の（2）に従い、事業の円滑な実施に努めます。

2. 利用権設定等、各筆明細

設定等する土地							設定する利用権の条件				
町名	大字	地番	現況地目	面積 ㎡	農用地 内・外	所有者	利用権 の種類	栽培 予定 作物名	存続期間	賃借料	借賃の支払 方法
宇和町	卯之町	1-111-1	田・畑	500	内・外	宇和 四郎	賃借権	水稻	年 月 日 から 年 月 日 まで 年間	反当 1 俵 円	(1) (甲) の 預貯金口座 へ振り込む (2) 貸し手宅 に持参する (1) 又は(2) どちらかを 抹消のこと
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
			田・畑		内・外						
合計				500							

3. 利用権の設定等を受ける者の経営状況（別紙のとおり）

（注意） 1. 利用権期間終了後再度更新する場合は、期限前（約60日）に改めて申出書を提出してください。

4. 農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、2. の各筆明細に定めるもののほか、次（裏面）に定めるところによる。

記載例

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係
1 各筆明細

整理番号		利用権の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A) 貸人		住所 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1		氏名 宇和 四郎									
		利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (B) 借人		住所 西予市野村町野村12号137番地		氏名 株式会社 野村福祉園									
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)		利用権を設定する土地の(A)以外の権限者等(F)		備考			
町名	大字	地番	現況地目	面積 m ²	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権限の種類	「同意印」	備考
宇和町	卯之町	1-111-1	田・畑	500	賃借権	水稻	令和 年 月 日	令和 年 月 日	反当1俵	12月末までに					新・再
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日							新・再
							令和 年 月 日	令和 年 月 日		(1) (A)の貯金口座へ振り込む。					新・再
							令和 年 月 日	令和 年 月 日							新・再
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日		(2) (A)宅に持参する。					新・再
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日							新・再
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日		(注) (1)又は(2)どちらかを抹消のこと。					新・再
			田・畑				令和 年 月 日	令和 年 月 日							新・再
小計			田畑												
合計															

有償の場合は賃借権

- 記載注意
- この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。
 - (C)欄は、大字別に記載する。
 - (C)欄の「面積」は登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○m²の内○○○m²と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 - (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
 - (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載し、水田裏作を目的とする賃借権等の場合にはその利用期間を併記する。
 - (D)欄の「存続期間（終期）」は、「○年」又は「○○年○○月○○日（始期）から○○年○○月○○日まで」と記載する。
 - (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃）の額を記載する。
 - (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法（例えば、毎年○月○日までに○○農協の○○名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。
 - (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃借権」等と記載する。
 - (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
 - 同意については、(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
 - 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。
 - 農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理して利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）を行う場合には利用権設定等委任契約書の写しを添付する。

記載例

(別紙)

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

整理番号		法人名		株式会社 野村福祉園				利用権の設定を受ける法人の主な家畜の飼養の状況		利用権の設定を受ける法人の主な農機具の所有の状況		
利用権の設定を受ける土地の面積 (A)	利用権の設定を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)	利用権の設定を受ける法人の主たる経営作目 (C)	利用権の設定を受ける法人の業務執行役員の状況 (D)				(F)		(G)			
			氏名	住所	年間農業従事日数		種類	数量	種類	数量		
					前年実績	見込み						
農地	500 m ²	農地	15000 m ²	水稻	〇〇 〇〇	西予市野村町野村 12号137番地	250	250	牛	50	トラクター	1 台
採草 放牧地	m ²	採草 放牧地	m ²								耕耘機	1
											管理機	1
											田植機	1
											コンバイン	1
											トラック	1
雇用労働力 (年間延日数)			人日									

(記載注意)

- (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
- (3) (C)欄の「利用権の設定を受ける法人の主たる作目」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なおいずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (D)欄の「業務を執行する役員」とは、会社法(平成17年法律第86号)上の取締役のほか理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。
なお、権限を有するかの確認は、法人の登記事項証明、当該法人の代表者が発行する証明書等で行う。
- (5) (D)欄の「住所」欄には、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役、特定非営利活動法人にあつては理事(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (6) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。